

茨木市国土強靱化地域計画

令和2年（2020年）10月

茨木市

目次

第1章 国土強靱化地域計画策定の目的と位置付け	1
1. 策定の目的	1
2. 位置づけ	2
3. 計画期間	2
第2章 茨木市の地域特性	3
1. 概況	3
2. 災害の歴史	6
3. 茨木市の対応	9
第3章 基本的な考え方	10
1. 基本理念	10
2. 基本目標	10
3. 事前に備えるべき目標	12
4. 対象とする災害（リスク）	13
5. 配慮すべき事項	15
第4章 脆弱性評価	17
1. 評価の枠組みと手順	17
2. 事前の備えが効果を発揮する期間	18
3. 脆弱性評価結果	18
第5章 具体的な取組の推進	20
1. 施策分野	20
2. 具体的な取組	20
【策定・改定・時点更新履歴】	21

第1章 国土強靱化地域計画策定の目的と位置付け

1. 策定の目的

本市では、茨木市域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的として、災害対策基本法及び南海トラフ地震に係る地震防災対策特別措置法の規定に基づき、「茨木市地域防災計画」を策定しており、令和元年度には、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震の課題・教訓の反映や国・府等の上位計画との整合を図るため、同計画を修正し、発災前から発災後までのフェーズに応じた防災対策に取り組んでいます。

国においては、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施と国際競争力向上に資することを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。

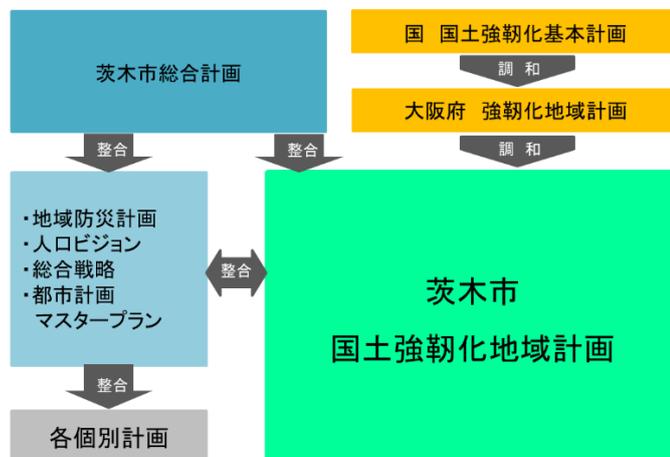
そして、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化にかかる国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、取組が進められています。

そこで、本市においても、基本法の趣旨やこれまでの自然災害の教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための施策を推進していくため、発災時の応急や復旧だけでなく、発災前からの社会経済システムの強靱化にも着目した「茨木市国土強靱化地域計画」を策定するものです。

2. 位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、同法第 14 条に基づき国の基本計画及び大阪府強靱化地域計画と調和を保った計画です。

また、茨木市総合計画や茨木市総合戦略と基本的な考え方の整合性が図られた計画とし、国土強靱化にかかる事項については、様々な分野での個別計画の指針となるものです。



【参考】地域防災計画との関係（比較）

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
特徴	最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会等を事前につくりあげていくもの	「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもの
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
関係		

3. 計画期間

計画期間は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 10 年間とします。

ただし、社会情勢の変化や具体的な取組の進捗状況等を考慮し、必要に応じて、見直しを行います。

第2章 茨木市の地域特性

1. 概況

(1) 本市の位置及び地勢の特性

本市は、淀川北の大阪府北部に位置し、北は京都府亀岡市に、東は高槻市、南は摂津市、西は吹田市・箕面市・豊能郡豊能町に接しています。

市域は、南北 17.05 km、東西 10.07 km、面積 76.49k m²と南北に長く東西に短い形となっており、市域には安威川、佐保川、茨木川、勝尾寺川等が流れています。

地勢の特性としては、中心地域の多くと南部地域は平野が広がり、北部地域は大半が山地であり中心地域との高低差が 200～500m程度あります。

(2) 地形・地盤

山地	山地は丹波層群とよばれるチャート・砂岩・粘板岩などからなる古生層（主に安威川沿いに多く分布する）と茨木複合花崗岩体とよばれている花崗岩類（佐保川沿いに多い）から構成されています。安威川流域の竜王山をはじめとする山々は、主に丹波層群の古生層類からなり、山は険しく、山稜は尖った印象です。一方で、佐保川沿いの花崗岩類の山は 300m前後で高さが一定しており、風化してマサ化しているところが多くなっています。
丘陵地	佐保川～安威川間に広がる山手台付近、茨木国際ゴルフ倶楽部、茨木カンツリー倶楽部などを中心とする千里丘陵地区などは、大阪層群からなる丘陵地で、山地近くでは、200m以下、千里丘陵では 70m以下の標高を示します。千里丘陵地区は、上面が平坦となっており、山地に隣接する地区の丘陵は、ほとんど平坦面を残していません。
台地 （段丘）	丘陵地の周辺や花園二丁目～総持寺一丁目付近などには、低地部から 5～8m高い台地（段丘）が分布しており、宅地もしくは水田として利用されています。低位段丘は、低地との区別がつきにくく、台地として明確に残るのは、中位段丘と高位段丘であり、谷の刻みはほとんどありません。段丘崖も急傾斜のところは少ないです。
低地	市街地の大部分が立地するのは、沖積層で形成される沖積低地であり、南に極めて緩やかに傾斜した平坦地となっています。この沖積層の大部分は海底に堆積した土砂からなっており、陸地化したあとの川の作用で堆積した陸成堆積物が、ごく表層部に分布しており、よく観察すると自然堤防や旧河道

	といった平野部の微地形を認めることができます。
--	-------------------------

(3) 気候

本市の気候は、日照が多く比較的温暖な瀬戸内気候区に属し、市の中心部における年間の平均気温は 16℃前後、山地部においては 14℃前後とやや冷涼性を帯びています。最高気温の記録は、39.1℃、最低気温は -5.5℃で、年間降水量は、平成 22 年以降で約 1,400～1,900 mm前後になっています。

風については、夏季は南または南西の風、冬季は北東または西よりの風が卓越しています。

(4) 人口（平成 27 年 10 月国勢調査結果より）

夜間人口 : 280,033 人

老年人口（65 才以上） : 64,953 人

幼年人口（0～4 才） : 13,004 人

世帯数 : 116,683 世帯

人口密度 : 3,661 人 / km²

外国人 : 2,359 人

(5) 交通基盤

J R 京都線と阪急京都線が市の中央部を並行して走っており、市域には、J R 2 駅（茨木駅、JR 総持寺駅）、阪急 3 駅（総持寺駅、茨木市駅、南茨木駅）が設置されています。また、大阪モノレールの本線がそれら 2 線をまたぐ形で市域南西部を走り、3 駅（宇野辺駅、南茨木駅、沢良宜駅）が設けられているほか、彩都までのアクセスを支える大阪モノレール彩都線の 3 駅（阪大病院前駅、豊川駅、彩都西駅）が設けられています。

また、市内交通については、JR 茨木駅、阪急茨木市駅等の市の中心部と周辺を結ぶ交通機関として、近鉄バス、京阪バス、阪急バスの 3 社によるバス交通がその主な役割を果たしています。

道路については、名神高速道路、近畿自動車道のほか、国道 171 号、大阪中央環状線など、多くの幹線道路が走っています。

また、現在、名古屋市を起点として神戸市に至る、新名神高速道路の建設が進められており、茨木千提寺 IC を含む高槻 JCT/IC から神戸 JCT までの区間の開通については、平成 30（2018）年 3 月に開通しました。

2. 災害の歴史

(1) 被害地震

災害種別	時 期	主な被害状況等
兵庫県南部地震	平成 7 年 1 月 17 日	約 8, 000 件の一部破損（屋根瓦のズレや壁の破損など）被害
大阪府北部を震源とする地震	平成 30 年 6 月 18 日	死傷者（103 名）、住家全壊（3 棟）、半壊（95 棟）、一部損壊（13,510 棟）、公共施設においても多数の被害が生じ、避難者は延べ 6,264 人にのぼった。

これ以前には、紀伊半島沖を震源とするマグニチュード 8 クラスの海溝型巨大地震（887 年、1361 年、1707 年、1854 年、1944 年、1946 年）、畿内に震源をもつマグニチュード 7 クラスの地震（1510 年、1596 年、1899 年、1952 年など）、濃尾地震（1891 年）等により、少なからず地震災害が発生していると推定されています。

(2) 風水害

災害種別	時期	主な被害状況等
水害	明治～昭和 10 年代	淀川や茨木市域を流れる安威川、佐保川及び茨木川の破堤による外水氾濫
室戸台風	昭和 9 年 9 月 21 日	風速、潮位とも超大型で、室戸では瞬間的に 60 メートルを記録 西大阪一帯が浸水し、死者、行方不明者は 1,888 人
ジェーン台風	昭和 25 年 9 月 3 日	紀伊半島南部と四国の太平洋側で最多の雨域を観測。強風による影響が大きく、家屋の倒壊等の被害 高潮及び越波により大阪市域の 30%が浸水
台風第 13 号	昭和 28 年 9 月 25 日	淀川支川と本川が同時に洪水を起こし、広域に渡って、浸水被害が発生
第 2 室戸台風	昭和 36 年 9 月 16 日	暴風、高潮及び波浪により、府下各地の人、家屋、港湾施設に甚大な被害が発生 特に大阪湾沿岸では、防潮堤を越波、溢流し、大阪市の 31k m ² が浸水
集中豪雨	昭和 42 年 7 月 9 日	土砂崩れにより、山地・丘陵部の町丁目において、家屋全壊、半壊及び一部破損が多発、浸水被害も多数発生
豪雨	昭和 47 年 7 月、9 月	
集中豪雨	昭和 55 年 7 月 24 日	
台風第 10 号	昭和 58 年 9 月 28 日	
台風第 21 号	平成 30 年 9 月 4 日	観測史上 1 位の最大瞬間風速 40.2m/秒を記録（枚方観測所）し、大阪府内では一時的に約 90 万軒が停電 市内では大阪府北部を震源とする地震による被害も重なり、風害により住家や公共施設で多数の被害が発生

(3) 土砂災害

時 期	主な被害状況等
昭和 42 年 7 月 9 日	土砂崩れ（崩壊）により、山地部と丘陵部を中心に家屋全壊 流失 10 戸
昭和 47 年 7 月 12 日	土砂崩れ（崩壊）が車作・安元・佐保などの山地部と西安威 一～二丁目・豊川五丁目・北春日丘二～四丁目・南春日丘三 丁目などの丘陵地で発生し、全域で山地崩壊 33 か所、 道路崩壊 132 か所の被害
昭和 55 年 7 月 24 日	佐保で土砂崩れにより住家 1 戸が半壊し負傷者 2 名が生じ た
平成 30 年 7 月	北部地域を中心に多数の土砂崩れが発生し、府道茨木摂津線 で発生した土砂崩れを受け、市では周辺住民に対して避難指 示（緊急）を発令

3. 茨木市の対応

本市では、本市域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護するとともに、大規模災害からの復興に向けた取組の推進を図ることを目的に、茨木市域にかかる災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策に関して、茨木市及び関係各機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を示し、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図る「茨木市地域防災計画」を策定しています。

また、平成 30 年大阪府北部を震源とする地震等近年の災害の課題・教訓の反映や国の防災基本計画及び大阪府地域防災計画等の上位計画、関連計画との整合を図るため、令和元年度に地域防災計画の修正を行いました。

さらに、今後発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等の大規模災害時において、これまでの本市の災害対応の経験を活かすため、平成 30 年 6 月 18 日に発生した平成 30 年大阪府北部を震源とする地震における災害応急対策の活動を中心とした活動記録「平成 30 年大阪府北部を震源とする地震等の記録及び災害対応の検証」を作成しました。

第3章 基本的な考え方

1. 基本理念

これまで日本各地では、地理的・地形的・気象的な特性から、数多くの災害に、繰り返し苦しめられてきました。それは、本市においても同様であり、まさに「忘れた頃」に訪れ、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被り続けてきました。

しかしながら、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なります。大規模自然災害等が発生する度に、甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図ってきましたが、このような「事後対策」の繰り返しを避け、東日本大震災や大阪府北部を震源とする地震等から得られた教訓を踏まえ、大災害等への備えについて、予断を持たず、最悪の事態を念頭に置き、平時から大災害等に対する備えを行うことが重要です。

このことから、「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、発災前から地域づくりとして、長期を見据えながら行っていくことが必要です。

そして、この地域づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その結果、本市の持続的な成長を実現し、次なる茨木に向け、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を整備する必要があります。

2. 基本目標

上記の基本理念の基に、以下の4点を基本目標とします。

いかなる災害等が発生しようとも、

- 1) 人命の保護が最大限図られること
- 2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4) 迅速な復旧復興

3. 事前に備えるべき目標

前記の基本目標の実現に向け、①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられる、といった「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげるため、国の基本計画を踏まえつつ、大規模自然災害等の発生直後からの復旧・復興プロセスでの時間軸を考慮した、次の8つの事前に備えるべき目標を設定します。

事前に備えるべき目標

1	直接死を最大限防ぐ
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3	必要不可欠な行政機能は確保する
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5	経済活動を機能不全に陥らせない
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4. 対象とする災害（リスク）

市に影響を及ぼす災害（リスク）としては、市域特性も踏まえ、市域に甚大な被害をもたらすこと、また国の基本計画が大規模自然災害を対象としていることも踏まえ、本計画においては、大規模自然災害〔地震、風水害（台風、豪雨、土砂災害等）〕を対象とします。

想定されるリスク

<地震>（茨木市地域防災計画 資料第8・9号引用）

（1）想定地震

海溝型地震のほか、大阪府域及びその周辺地域に分布する活断層のうち、大阪府域に大きな影響を及ぼすと考えられる活断層を対象とします。

想定地震	直下型地震				海溝型地震		
	①上町断層帯	②生駒断層帯	③有馬高槻断層帯	④中央構造線断層帯	⑤東南海・南海地震	⑥南海トラフ巨大地震	
地震の規模	マグニチュード(M) 7.5程度	マグニチュード(M) 7.0～7.5	マグニチュード(M) 7.5±0.5	マグニチュード(M) 8.0程度	マグニチュード(M) 8.5前後	マグニチュード(M) 9.0前後	
	計測震度 5弱～6強	計測震度 5弱～6強	計測震度 5弱～7	計測震度 4～5弱	計測震度 4～6弱	計測震度 最大6弱	
建物全半壊棟数	全壊 9,409 棟 半壊 9,928 棟	全壊 5,874 棟 半壊 7,557 棟	全壊 10,332 棟 半壊 11,497 棟	全壊 5 棟 半壊 13 棟	全壊 174 棟 半壊 441 棟	全壊 422 棟 半壊 4,221 棟	
	炎上出火件数 12 (20) 件	6 (14) 件	11 (20) 件	0 (5) 件	0 (6) 件	0 (0) 件	
死傷者数	死者 150 人 負傷者 2,712 人	死者 57 人 負傷者 2,598 人	死者 119 人 負傷者 3,576 人	死者 0 人 負傷者 3 人	死者 0 人 負傷者 125 人	死者 14 人 負傷者 661 人	
	り災者数 83,815 人	56,336 人	88,979 人	59 人	1,724 人	公表されず	
避難所生活者数	24,307 人	16,338 人	25,804 人	18 人	500 人	22,243 人	
ライフライン	停電	47.2 %	17.2 %	34.4 %	0.0 %	0.6 %	49.0 %
	ガス供給停止	69.2 %	11.5 %	100.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
	水道断水	57.4 %	56.7 %	54.1 %	0.0 %	2.7 %	100.0 %
	電話不通	13.5 %	1.8 %	1.8 %	0.1 %	0.0 %	3.0 %

（注）※上町断層帯における地震は、茨木市にもっとも影響のある地震帯を想定。

※出火件数は、1日間（括弧内は3日間）の件数。

※①～⑤の被害想定は、平成19年3月「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」に基づく。

※⑥の被害想定は、平成24・25年度に実施された「大阪府防災会議南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」の報告に基づく。

※⑥の避難所生活者数は、発災1か月後の避難所及び避難所以外の避難者数をいう。

5. 配慮すべき事項

(1) 市民等の主体的な参画

市民、市民団体、事業者等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動できる取組を推進します。

(2) 効率的・効果的な施策の推進

基本目標に即して、優先度や費用対効果を考慮したうえで、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心がけます。

また、人命に直結する可能性の高い都市基盤施設をはじめとした公共施設については、予防保全の推進と日常的な維持管理の着実な実践、更新時期の見極めなどの確なファシリティマネジメントを推進します。

(3) 施策の推進とPDCAサイクル

効率的・効果的に強靱化の取組を進めるためには、施策の優先度を考慮しながら進める必要があります。そのため、本計画に位置づける個別の施策の推進は、基本目標を踏まえ、それぞれ関連付けられる計画に基づき、優先度を考慮し進めていきます。

また、個別の施策については、基本的には総合計画やそれぞれ関連付けられる計画において、進捗管理、評価等（PDCA）を行うこととし、強靱化に関連する他の計画を見直しする際には、本計画との整合性について留意するものとします。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観への配慮や地域での利用など、平常時にも有効活用される対策を取り入れることとします。

また、人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じ、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。

(5) 府や近隣自治体との連携

国土強靱化を効果的に進めるため、府や近隣自治体等と十分な情報共有・連携を図り、効果的な防災・減災を推進します。

(6) SDGs（持続可能な開発目標）への貢献

SDGsがめざす、持続可能な環境や社会を構築していくためには、地域経済、社会保障、自然環境などを将来にわたって持続可能なものにしていくことが必要です。

特に、ゴール 11 に「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する」とあるように、本計画の基本理念にある『「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、地域づくりとして、長期を見据えながら行っていくこと』とは、親和性が高いことから、本計画の取組においても、SDGsの目標を意識しながら、取組を着実に推進します。

SDGs（Sustainable Development Goals）とは

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、2030年を期限として17の目標と169のターゲットにより構成されています。

地方自治体においても、関係する様々な主体との連携強化等により、SDGsの達成に向けた取組を促進することが求められています。



第4章 脆弱性評価

1. 評価の枠組みと手順

第3章に掲げた基本目標や本市の地域特性などを踏まえ、基本計画を参考に、8つの「事前に備えるべき目標」の達成に向けて、28の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定し、それらに対する本市の取り組んでいる施策等について、その取組状況の把握や現状の課題等を抽出しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員、施設等の被災による市役所機能の機能不全
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止及び汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-3	交通インフラの長期間にわたる機能停止

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃被害の発生
	7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

2. 事前の備えが効果を発揮する期間

効果を発揮する期間	(想定)南海トラフ巨大地震被害における効果を発揮する主な期間					
	発災時	発災直後	1週間	1か月	6か月	それ以降
災害の発生の瞬間から公的救助が到達するまでの間	1 直接死を最大限防ぐ					
災害の発生直後から、災害急性期医療の時期を経て、仮設住宅(みなしを含む)が整うまでの間		2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する				
災害の発生直後から行政の業務負荷が概ね発災前の状況に戻るまでの間 台風のように、事前に大規模災害発生懸念があるときから発災までの間の対応を含む		3 必要不可欠な行政機能は確保する				
災害の発生の瞬間から、各種ライフラインの復旧が始まるまでの間		4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する				
発災後、被災地の経済活動の停止や交通分断等の影響が被災地外に及び始める頃から、被災地の経済活動の再開、交通分断の解消が進むか、代替措置が整い、被災地外の活動が概ね正常化するまでの間		5 経済活動を機能不全に陥らせない				
救助・救急活動が最優先となる時期を過ぎて以降		6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる				
最初の物的被害(施設等の被災)が発生した直後から、新たな災害となる物質や施設等が排除されるか、当該物的被害の復旧(代替措置含む)が終わるまでの間		7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない				
住宅の一部入居開始の受付が始まる時期以降		8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する				

3. 脆弱性評価結果

28 の「起きてはならない最悪の事態」に対応する本市の取り組んでいる施策等について、

その取組状況の把握や現状の課題等を分析・評価（脆弱性評価）しました。
評価結果は、【別紙 1】のとおりです。

第5章 具体的な取組の推進

1. 施策分野

本市の各部課が所管する業務等を勘案し、国土強靱化に関する施策分野として、次の8つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定します。

【個別施策分野】

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 行政・消防機能・防災教育等 | (2) 住宅・都市 |
| (3) 保健医療・福祉 | (4) 環境・エネルギー |
| (5) 情報通信 | (6) 産業・農業 |
| (7) 交通・物流 | (8) 国土保全 |

【横断的分野】

- | | |
|------------------|----------|
| (1) リスクコミュニケーション | (2) 人材育成 |
|------------------|----------|

2. 具体的な取組

本市における、28の「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、脆弱性評価の結果を踏まえ、重点的に実施する具体的な取組を施策分野ごとに【別紙2】に記載します。

また、各施策の進捗状況や社会情勢等の変化、国・府、関係機関等の動向を踏まえ、毎年見直しを行います。

【策定・改定・時点更新履歴】

年月日	種別	修正等概要
令和2年10月1日	策定	
令和3年4月1日	時点更新	<p>【別紙1】脆弱性評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構改正に伴う課名変更 <p>【別紙2】重点的に実施する具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和3年度予算案における国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等について」を受けた必要事項の追記・修正
令和4年4月1日	時点更新	<p>【別紙2】重点的に実施する具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和4年度予算案における国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等について」を受けた必要事項の追記・修正
令和5年4月1日	時点更新	<p>【別紙1】脆弱性評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構改正に伴う課名変更 <p>【別紙2】重点的に実施する具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和5年度予算案における国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等について」を受けた必要事項の追記・修正
令和6年4月1日	時点更新	<p>【別紙2】重点的に実施する具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和6年度予算案における国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等について」を受けた必要事項の追記・修正
令和7年4月1日	時点更新	<p>【別紙1】脆弱性評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構改正に伴う課名変更 <p>【別紙2】重点的に実施する具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和7年度予算案における国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等について」を受けた必要事項の追記・修正

令和8年4月1日	時点更新	【別紙1】脆弱性評価 ・機構改正に伴う課名変更 【別紙2】重点的に実施する具体的な取組 ・「令和8年度予算案における国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等について」を受けた必要事項の追記・修正
----------	------	---